

平成 25 年 4 月 1 日
株式会社 筑邦銀行

金融円滑化推進についての基本方針の継続について

当行は、平成 22 年 1 月に「金融円滑化推進についての基本方針」を定め、貸付条件の変更や円滑な資金供給、ならびにお客様の経営改善支援に積極的に対応してまいりました。

平成 25 年 3 月 31 日に中小企業金融円滑化法の期限は到来しましたが、4 月以降につきましても、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化を図る為に、「金融円滑化推進についての基本方針」を遵守し、貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めてまいります。また、お客様の経営改善支援についても、経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案し、十分に時間をかけて実行支援してまいります。

以 上

※「金融円滑化推進についての基本方針」は、[金融円滑化への取組](#)をご覧ください。